

バイオ技術応用研究会 会則

(目的)

第1条 この研究会は、福井県内のバイオ関連人的ネットワークを構築し、21世紀のクリーンテクノロジー・バイオ関連新産業の創出を促進するため、福井大学地域共同研究センター内の5研究会の一つとして設置する。

(研究事項)

第2条 この研究会は、次の各事項について調査検討する。

- (1) バイオ応用技術全般に関する調査・研究・講演
- (2) 産学官共同研究の検討・立案
- (3) 公的助成(地域COE等の立案を含む)に対する応募テーマの発掘と協力

(構成)

第3条 この研究会は、産業界、学界および行政の会員により構成する。なお、入会資格については、問わないものとする。

(会長および副会長)

第4条 この研究会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は、研究会を代表し、研究会の業務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに会長の都合が悪いときには、その職務を代行する。
- 4 会長および副会長の任期は2年とする。

(召集)

第5条 この研究会は、必要に応じ会長が召集する。

- 2 研究会は、必要があるときは、研究会に会員以外の者の出席を求めることができる。

(会費)

第6条 この研究会は会費を徴収しない。ただし、特別の事由がある場合には、その限りでない。

(期限)

第7条 この研究会の設置期限は、設立の日から当分の間とする。

(事務局)

第8条 この研究会の事務局は、福井大学地域共同センターのもと、福井大学工学部生物応用化学科生物プロセス工学研究室内に置く。

第9条 この会則に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会員合議の上定める。

附則

この会則は、平成16年2月10日から施行する。